

244-2737  
令和4年2月10日

各障害福祉サービス施設・事業所等 管理者 殿

宮崎県福祉保健部障がい福祉課長  
( 公 印 省 略 )

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告について  
(依頼)

日頃から、本県の障がい福祉行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金につきましては、事前に概要等をメールにて御案内しているところですが、賃金改善の要件である「令和4年2月分及び3月分（令和3年度中）の賃金改善を行っていること」について、本年4月の申請に先んじて報告を行っていただく必要があります。

つきましては、当該交付金を活用し賃金改善を図る事業者におかれましては、下記のとおり御案内いたしますので、期日までに報告をお願いいたします。

## 記

### 1 賃金改善開始の報告方法

電子申請システムにて報告ください。

下記 URL もしくは QR コードから報告フォームにアクセスいただき、必要事項を入力の上、送信をお願いします。

※1 サービスにつき、1つの報告様式となっておりますので、複数のサービスを行っている事業者は、送信後、再びアクセスいただき、サービスの数だけ報告してください。

URL : <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=t9oyZsbU>

QR コード :



### 2 報告期限

令和4年2月28日（月）まで

※ただし、令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合は、同年3月末日までに報告すること。

### 3 今後のスケジュール

- 賃金改善開始の報告 : 2月28日まで(原則)  
処遇改善計画書(申請書)の提出 : 4月15日まで(予定) ※後日案内  
処遇改善実績報告書の提出 : 賃金改善期間後

### 4 お問合せ先

○事業概要や要件等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部内

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター

電話番号 : 03-5253-1111 (内線 : 3698・3699)

(受付時間 : 平日10:00~16:00)

○申請方法等について

宮崎県障がい福祉課

電話番号 : 0985-26-7068

(受付時間 : 平日9:00~17:00)

### 5 その他

県ホームページに概要等を掲載しておりますので御確認ください(随時更新)。

URL : <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogai/fukushi/20220202144121.html>

トップ > 健康・福祉 > 障がい者 > 障がい者福祉 > 「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」について

障がい者・就労支援担当 本田、前田  
電話 : 0985-26-7068